

平成29年度

「丹波ファン」拡大チャレンジ事業

応 募 要 領

兵庫県丹波県民局県民交流室

地域振興課

1 「丹波ファン」拡大チャレンジ事業の概要

丹波地域の新たな魅力を発見・発掘するとともに、その魅力を発信し、「丹波ファン」をさらに拡大する民間の団体、NPO や事業者のより斬新性、創造性、チャレンジ性のある事業・取り組みを支援し、誘客促進、販路開拓の促進を図り、丹波地域の経済活性化を図る。

2 補助の要件

(1) 対象事業・取組

丹波地域の新たな魅力の発見・発掘や、既存の地域の魅力の新たな活用を通じ「丹波ファン」をさらに拡大する、より斬新性、創造性、チャレンジ性のある観光・交流など以下のとおり4分野を設定し、分野毎に原則1事業採択する。

なお、分野で唯一の申請であっても、内容が明らかに劣る場合は不採択とし、他の申請の多い分野において次点以下のものであっても、予算の範囲内で採択する場合がある。

既存事業の継続事業は補助対象とならない。

但し、既存事業に新たな取り組みを加え、拡大・発展させる事業は対象事業とする。

[4分野]

① ツーリズム振興・交流促進を図る取り組み

② 丹波地域の農産物・加工品の販路拡大を図る取り組み

③ 大丹波連携の推進（民間の発想と力で大丹波地域の交流促進を図る取り組み）

④ 「丹波すぐれもの大賞」の受賞者が当該製品等を活用し地域振興を図る取り組み【新】

※事業実施計画書(様式2)「1事業内容」「③概要」に、上記4事業分野の中から該当するものを選び、上記①～④の番号を記入してください。(第2希望まで選択可能)

(2) 対象外事業

ア 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

ウ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業

エ 毎年など定期的に実施されている又は実施されていた事業

オ 単なる備品購入、施設整備で完結する事業

カ 県から他の助成金を受けている事業

※市が類似の助成を行っている事業の場合は、市の助成事業を優先して申請すること。

(3) 補助対象者

兵庫県内を活動基盤としている事業者及び団体

(4) 補助対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月23日

3 補助の決定

(1) 決定方法

提出された応募書を基に、「事業審査委員会」において総合的な評価を行い、補助事業者及び補助金額を決定する。

なお、必要に応じて、申請者から事業内容等の説明（プレゼンテーション）を求める

場合があり、説明を求める場合は、別途詳細を申請者に連絡する。

(2) 主な審査基準

- ・事業内容に斬新性・独自性・チャレンジ性があるか。
- ・次年度以降に繋がる仕掛けづくりやシステムづくりを行っているか。
- ・事業を実施する体制（資金、人員、技術等）、具体的な事業計画は整っているか。
- ・提案事業を実現するために適正な経費見積りとなっているか。

4 補助額の決定

(1) 補助対象経費

補助対象経費は「丹波ファン」拡大チャレンジ事業を行うために必要な経費であって、その用途、収入との関係などからみて、必要かつ適切と認めるものに限る。

また、その算定に当たり、補助対象事業に事業収入、参加者負担金、寄附金等の収入があるときは、これらを補助対象経費から控除するものとする。

ただし、参加者負担金、寄附金等については、自ら準備できる自己資金などと内容が類似するものや用途を指定しない一般寄附金などは、その全部又は一部を控除しない扱いをすることがある。

なお、提出書類のうち(様式 2)事業実施計画書の「5 経費区分」を事務局において精査します。応募に当たっては、次のア「補助対象経費」イ「補助対象外経費」を充分に検討するとともに、不明な場合は事務局に相談すること。

ア 補助対象経費 事業に必要な経費のうち、次のような経費を補助します。

謝金・賃金・旅費	申請団体の構成員に係るものは対象外
需用費	文具等の消耗品、活動資材等
通信運搬費	郵券代等の通信、運送契約等の運搬に要する経費
広報費	PR用チラシ等の作成、イベント開催の広告宣伝費
使用料	会場使用料、機器レンタル・リース料
その他	県民局で必要と認めた経費

イ 補助対象外経費

食糧費	会議等での弁当・食事・お酒
備品	概ね1年以上の使用に耐え、購入価格が5万円以上のもの
工事請負費	建築、改修、改装等
その他	領収書がない等用途が不明な経費

(2) 補助率

2/3以内。但し、補助対象者が、過去に当該補助を受けたことがある場合は、1/2以内とする。ここで、過去に当該補助を受けたかどうかは、補助対象者名に限らず、その組織内容、構成員などにより総合的に判断する。

(3) 補助額の算定方法

(1)の補助対象経費に(2)の補助率を乗じて算定する。

ただし、その算定額は、予算の範囲内の額で、1団体あたり1,000千円以内(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て)とする。

(参考) 事業収入、参加者負担金、寄付金等の収入(補助対象経費から控除すべきものに限る。以下「収入」という。)については、補助対象外経費の原資に充当することとなる。
ただし、収入が補助対象外経費を超える場合は、この超過分だけ補助対象経費が削減され、補助金の上限額が減額となる。

(例) ★事業費総額 2,500,000円
(内訳) 補助対象経費 2,000,000円(A)
補助対象外経費 500,000円(B)

★事業に伴う収入 600,000円(C)

補助対象外経費(B) < 収入(C) のため、補助金の上限額が減額される。

☆補助金上限額 $(A - (C - B)) \times 1/2 = 950,000$ 円(補助率1/2の場合)

(4) 補助件数 4件程度

5 申請方法

(1) 募集期間 平成29年3月17日(金)～4月14日(金) ※4月14日消印有効

(2) 提出先 兵庫県丹波県民局 県民交流室 地域振興課
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688
電話0795-88-5045 FAX0795-72-3077

(3) 提出方法 郵送又は持参(受付時間9:00～17:00、土日祝日を除く)

(4) 提出書類 ①平成29年度「『丹波ファン』拡大チャレンジ事業」応募書
②(様式1)事業者・団体の概要
③(様式2)事業実施計画書
※様式は「丹波県民局ホームページ」からダウンロードしてください。
※事業内容や経費については、できるだけ詳しく記載してください。

(5) 提出部数 各10部(正本1部、副本9部)

*補助事業者に決定した場合は、補助金交付申請書を提出いただきます。

6 実績報告と支払

(1) 実績報告書の提出

事業完了後30日以内に提出してください。

※提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(2) 補助金の支払い

実績報告書を精査のうえ、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

(3) 概算払い

必要と認められる場合は概算払いを行います。

※この場合、必要書類(請求書その他、計画書、理由書等)を提出していただきます。

7 その他

(1) 中間検査

必要に応じて事業経過を検査し、計画変更をお願いする場合があります。

(2) 報告会

年度末に、補助団体から取り組み内容や成果を発表いただく報告会を予定しています。